



商品化された支援関係のもとでの障害者の主体性 : 関係論的主体性概念から連帯的主体性概念へ

石黒, 慶太

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 13(2):15-27

(Issue Date)

2020-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012171>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012171>



商品化された支援関係のもとでの障害者の主体性 —関係論的主体性概念から連帶的主体性概念へ—

Subjectivities of People with Disabilities in the Relationships for Privately Subsidized Support
—From the Concept of Subjectivity in Relational Theory to the Concept of Subjectivity in Mutual Dependence—

石黒 慶太*

Keita ISHIGURO *

要約：近年、障害者を取り巻く場面において、さまざまな研究が散見されている。しかし、これらの視点やセオリーには、障害者の主体性から述べられたものであり、支援者の主体性については、十分に述べられていない。本論においては、文献研究によって、障害者の主体性を扱う上では、支援者の主体性も扱わなければならないということ。換言すれば、それが成立するための新たな主体性概念の創出を試みた。その結果、障害者と支援者の関係から、これまでの主体性概念を個人主義的主体性概念と関係論的主体性概念に整理し、そもそも他者との関係の視点を含まない個人主義的主体性概念は概念自体として成立しないこと。そして、社会福祉基礎構造改革を機に支援が商品化された現代社会においては、障害者と支援者の二者関係から捉えた関係論的主体性概念も成立しないことを示した。そこで、新たな主体性概念として、障害者と支援者以外の第三者を含んだ三者関係から捉えた連帶的主体性概念と、連帶的主体性概念を実体化していくための新たな制度としてオンブズマン制度の提案をした。

キーワード：主体性、障害者、支援者、現代社会、脆弱性

1 はじめに

近年において障害者^{注1)}が必要とする配慮の在り方は、当事者各人による志向性やライフスタイルを優先させながら、自身による存在価値を見出せるような支援が重要である。支援のプロセスとして、多様な事象を相互で共有しながら、その範囲で本人を中心として友人や家族が願うものや期待するものを、障害者自身の意思決定に基づき行動を起こすことが不可欠であると考えている。そして、その行動が障害者自身を取り巻く全てのステークホルダーとの連携の中で、障害者に対する支援が展開されていく環境が理想的である。

障害者を取り巻く場面において、これまでの不変的な価値観の変化を求める声は、教育の現場をはじめ、臨床心理、社会福祉、医療などで、実践・研究の領域にも波及している。これについて、中野は、障害者福祉実践での不変的な価値観の変化に対して、『指導から支援へ』という援助活動に現れる『関わり』の視点転換』と言及している(中野,1998)が、特に「関わりの視点転換」は、施設から地域への移行を掲げることに連携しており、さらに国の政策と共振することでこれまでの有様も姿を変えていくと考えられる。

一方で、支援費制度の導入に伴う障害者の支援を求める声の拡大から、これまでの入所型施設の需要から地域移行支援システム活用のニーズが高まりを見せており、実践現場においても、「関わりの場の転換」の志向性が強く表れてきている。

実際的には、支援者からの着目点、手段、趣旨に関連する意味合いが強い。これは、「関わりの場の転換」を推進する国の政策動向が、

これまでの入所型施設を軸としたサービス供給、しかも、治療教育体系としてのサービスの位置づけ(中野,2000)といった特異的な背景を有する障害福祉サービスに対して「関わりの視点転換」を要請していることから理解できる。換言すれば、仮に「関わりの場の転換」が(地域生活支援の資源充実という課題を包摂する)「関わりの視点転換」を欠如させる場合、無責任な施策と非難されることは必至である。

また、例えば、自閉症者における問題行動と扱われてしまう言動に対する改善を検証する研究では、実際に対象者が暮らす生活現場を調査対象とするだけでなく、全国の福祉施設や学校に関しても行動分析に関するアンケート調査を実施し、その成果報告が言及されている。このほかにも、知的障害児・者や発達障害児・者が明示する問題行動に対する調査報告書(村田,2014)を概観すると、知的障害者などの問題行動の多様な原因における研究を中心に、知的障害者などの問題行動における親のストレスに対する研究(坂口,別府,2007)、そして、自閉症生徒の交渉プロセスと問題行動に対する研究(平澤,藤原,2012)などが散見できる。さらに、近年においては、知的障害のある児童・生徒が通う特別支援学校に着目した問題行動の実態と教員の意識調査(小笠原他,2015)が確認できる。但し、障害者との関係性から生起する意識の変容と実行状況をはじめ、障害者との関わりと、支援者たち自身の主体性の形成に着目した研究は、筆者が確認する限り見つけることができない。

これらを踏まえても、これまで示唆してきた障害者に対する「関

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程後期課程

(2019年10月2日 受付)
(2019年12月13日 受理)

わりの視点転換」に関する論点は、例えば、ノーマライゼーションをはじめ、エンパワメント、ストレングスの視点、そして、障害者の社会モデル等のセオリーから、一定の方向性は構築されてきている。しかし、これらの視点やセオリーには、障害者の主体性から述べられたものであり、支援者の主体性については、十分に述べられていない。

では、障害者の主体性は、支援者の主体性を抜きに捉えることが可能だと言えるのだろうか。だとすると、障害者の主体性の意味は、支援者側の操作的・恣意的な扱いにより決定されてしまう。この非対称性の克服、つまり、支援者の主体性にも眼差しを向けることが、障害者の主体性に眼差しを向けることにおける成立条件になるのではないか。

本論の目的は、障害者の主体性を扱う上では、支援者の主体性も扱わなければならないということ。換言すれば、それが成立するための新たな主体性概念の創出を試みるところにある。そして、誰もが意義ある存在と感じられ、今、目の前にいる個人が尊重される社会文化の構築を目指していく。

2 研究方法—文献研究—

本論においては、文献研究によって、まず世の中で扱われている主体性を整理する。そして、整理されてきたこれまでの主体性を批判的に検討し、今、目の前にいる個人が尊重される新たな主体性概念を創造していく。

自己責任が強いられ、そして個人に責任が課せられている新自由主義とも言われている現代の希薄になっている人間関係の中で使用されている主体性を再考し、新たな主体性における概念を創造することによって、障害者だけでなく、支援者も含めた関係の視点で、本質的な意味での対等な関係を如何にして築いていくかを考察する機会を得たいと考えた。

3 これまでの主体性概念の考察

3-1 考察 1—障害者を取り巻く個の視点での主体性の概念について—

1) 個の存在としての視点での主体性の検討—個人主義的主体性概念の検討—

自由な意思のもと他者からの干渉を受けず、自己選択・自己決定・参加の行為（岩本,2007、久保,2004）や、他者の干渉や保護を受けずに自分の行動を自分で選び、生活をコントロールする意思をもつこと（孫,2006）など、個としてのありようを示している。これらは福祉的視点から主体性が述べられたものであるが、当然、福祉的視点以外から述べられた主体性も存在する。

例えば、学校教育においては、子どもを「主体的に学習する」、「主体的に学級活動に参加する」ように指導していき、子どもが教員の望むようになった時、これは、子どもの人格や態度が主体性のあるものにまで高まったことを意味する。このような主体的態度は三つの性格をもつものであり、第一は積極的、意欲的であり、第二は自主的であり、第三は価値追及的である（福岡教育大学附属久留米小学校,1966）。また、大賀（1971,p.22）は、我が国において、子どもの将来をめざして、教育内容の再編成を真剣に考えなければならない時期に来ていると述べたうえで、「主体性とは結局、人間の人格

や態度に関係した言葉である」としている。つまり、学校教育における主体性の意味は、子どもを我が国が理想とする自ら考え、意識決定をし、行動できるような人間像に近づけていくことを背景に理解されているということができる。

そして、市民社会においても主体性という言葉は扱われている。佐伯（2000,pp.32-33）は、「『市民』とは、もっぱら、反政府的、反権力的な立場になった、ある種の政治的自覚をもった個人、将来においてわれわれが目指すべきプラス・イメージの自画像なのである」と述べている。その視点で社会に目を向けると、近年の障害エイズや旧優生保護の訴訟問題に取り組んでいる当事者たちは、自分の意思をもつことに加え、それを示しながら、国や権力者と戦っていると表現することができるだろう。

つまり、これまで述べてきたものは、主体及び主体性を意思のもった存在として捉えたものであり、加えて、そこから生じる責任は個人が負うことを概念としている。このような主体性を、本論では「個人主義的主体性概念」と操作的に定義する。

しかし、この個の存在としての視点から位置づけられている個人主義的主体性概念には没却されてしまっている視点があり、この視点により不利益を被ってきた人びとの存在がある。その様な不利益を被ってきた人びとの立ち位置を示し、個人主義的主体性概念ではない、別の主体性概念の必要性を主張していくことに繋げていく。

まず、上記で述べられている個人主義的主体性概念は、そもそも自律できる人間像を精髓とし、その視点が主体性を成立させるものとしての前提で述べられているのではないだろうか。思想のレベルで主体性論がかくも熱心に議論されたのは、敗戦後の物資不足のなかで、生活すること、生きることに追われながらも、個々人一人ひとりの主体的な生き方、生の意味が問われていたからである。他律的ではない主体的な生き方の要求が思想や哲学に関心を向かわせ、主体性の議論を白熱化させたものと思われるが、そのような背景には、戦後直後の特殊な状況があった（岩佐,p.178）。戦後から続く、この個人主義的主体性概念が寄って立つ成立条件は、現代では、社会的分業にもとづく等価交換にもとづいてこそ市民同士が共感できていた過去の自由主義社会ではなく、公正なルールを無視して、資本の側に一方的に都合のよい恣意的な雇用関係をルールにしようとしている新たな自由主義である新自由主義（友寄,pp.21-22）を主とする社会構造においてであるといえる。新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的実践の理論である。1970年代以降、政治および経済の実践と思想の両方において新自由主義へのはっきりとした転換がいたるところで生じた。社会福祉の多くの領域からの国家の撤退、規制緩和、民営化といった現象があまりにも一般的なものになった（ハーヴェイ,pp.10-11）。当然、この影響は、社会福祉の領域にとどまるものではない。教育学の分野において、教育内容のスリム化、学校選択制度と評価制度の導入、学校の民営化および学校教育と企業・地域の連携、競争原理に基づく大学の評価制度の導入などの現象は、これまで新自由主義的な教育改革として捉えられてきた。また、こうした新自由主義の色濃い教育改革は、格差社会や不平等な教育資源配分や教育における排除と差別などの問題と関連づけられ、論じ

られている(張,p.52)。

この新自由主義を主とする現在の社会構造を用いて主体性を述べてしまえば、障害者だけではなく、低所得者や外国人労働者といった社会的に弱者である者たちまでもが不利益を被ってしまうことは明らかである。換言すれば、個人主義的主体性概念においては、新自由主義ともいわれる自己責任が強いられる社会の中で生き抜ける恵まれた環境と能力、そして金銭を稼げる労働力が不可欠とされる。また、健常者と障害者といった関係から生起する社会的強者と社会的弱者という以上に、社会的弱者間における差異をもより具体的ではっきりした形で提示してしまうことにも繋がる。そういったことから考えても、個人主義的主体性概念は、社会的弱者である障害者をさらに社会的に弱者たらしめるだけでなく、孤立させながら潜在化させることにも繋げていく。

また、この個人主義的主体性概念では、当然、重度・重複障害者の場合、自らの意志で言動することが困難な彼らには主体性が存在しないということにもなってしまう。この個人主義的主体性概念の最大の問題は、主体性は個人の問題であり、個人と他者との関係性を無視しながら、個々人において自然発生的に生起するものとして捉えてしまっていることである。つまり、個人主義的主体性概念における主体性は、個人は他者との関係から紡ぎ出されるものであるという視点を排斥してしまっているのである。

社会は多様な人びとが輻輳することによって成立しているにも関わらず、個人主義的主体性概念で主体性を述べることは、障害者を考慮しないということ以上に、主体性そのものの自体が成立しなくなってしまう。つまり、これまで述べたことから、個人主義的主体性概念は、一般化可能性としては成立しないということになる。

本論において検討していく障害者を取り巻く場面においても、重度・重複障害者に対して主体性のない存在として注視されることはない。当然、重度・重複障害者においては、主体性を考慮に入れなくてもいいと主張する者も存在しないだろう。その様に考えると、主体性を他者との関係から捉えることが、主体性自体を成立させるための必須条件となる。つまり、個人主義的主体性概念とは違った別の主体性概念で主体性を捉えなければならなくなる。

谷口は障害者に関して、教育や訓練の対象ではなく、一人の人間としての存在意義や権利を最大限に保障するうえで、「主体性・人権保障の時代」の必要性を論じている(谷口,2005)。

このような人権思想の高揚の中で、障害者を権利の主体者と捉える傾向が拡大しつつあり、支援者から提供される支援を積極的に選択する者という肯定的な被支援者観の下、これまで障害者が主体としての軸であるとした支援が強く解釈されるようになった。

権利も支援も他者との関係性の中で生起するものであり、加えて、障害があるか否かという判断さえも他者が語る文脈の中で決定される。そうだとすれば、他者との関係から主体性を考察することが不可欠となるはずである。しかし、現代においても主体性は、個人主義的主体性概念で語られてしまっている現状がある。では、現代ではどのような文脈で個人主義的主体性概念が語られており、そこには、どのような課題や限界が存在するのだろうか。

2) 現代社会において個人主義的主体性概念で主体性を捉えることの課題と限界

近年、障害者を取り巻く場面において、支援を求めて訪れる人のことをクライアントと呼ぶが、消費者の意味をもつ「コンシューマ」や、利用者の意味をもつ「ユーザー」と呼称する場面が生じている。これは、以前は支援する側と支援される側との立場がはっきりとしていて、支援する側は社会的奉仕者で、支援される側は社会的弱者であるという視点が、本質的に対等な人間関係の中で支援は展開されるべきであるという視点に強くシフトしていることの表れだろう。つまり、これまで障害者を取り巻く環境において“客体”として扱われていたものが“主体”として尊重されるようになったとすることができる。

障害者自身やその家族、そして制度が、障害者を客体としてみることから主体としてみることは、制度自体が、障害者やその家族のためのものであることや、対等な人間関係であることから考えてみても適切であり、決して否定することはできない。

ただ、障害者のみに対する一方的な主体意識が強まりすぎると、支援者の「支援する」という意識が「支援しなければならない」という義務意識に変わってしまう危険性を感じる。また、支援というものの義務意識が強まれば強まるほど、制度としての障害者を取り巻く環境が機能的・合理的になり効率化していくだろう。しかし、その一方で支援者は障害者それぞれに関心をもって個々のニーズに応じた支援が行いにくくなり、国の施策に対して緊張や対立がもたらされ、生活困難に遭遇している人たちに対しての働きかけに相応しくない支援が定着しても、その支援がそのまま継続されてしまったり、恣意的に利用されたりすることが繰り返されてしまう危険がある。

つまり本来、障害者を客体から主体の存在として捉えようとしていたものが、より障害者を支援者にとって放縦として扱うことができる客体としての存在として捉えてしまう危険性が生じるということである。例えば、本来、生活支援というものは切れ目のない連続的なものである。換言すれば、支援は、杓子定規に展開できないものである。しかし、主体性を個別的に述べることができ、加えて現代の新自由主義にみられる自己責任の視点からすると、障害者が支援者に支援を要求した際、支援者側は要求された支援は契約上の支援対象外として断ることができるし、目の前にいる障害者が困っているように、要求している支援を断ることが正当なものとして評価されることになる。つまり、現代の新自由主義社会において、個の存在としての視点から位置づけられる個人主義的主体性概念で主体性を捉えることは、結果として、障害者の不利益に繋がる。さらに、個人主義的主体性概念のような個別的に主体性を述べることには、障害者が自己責任を強いられ、自律を求める現代の社会構造の中に潜在化させることにも繋げてしまう。このようなことが起こらないようにするためにも、障害者と障害者から見たとき他者となる支援者は対等な存在であると十分にいえるようにする必要がある。そのためには、やはり、障害者だけではなく、他者となる支援者の主体性にも注目し、支援者の主体性も障害者と同様に尊重していく必要がある。

先ほど述べたことを踏まえて、人間同士の対等な関係性を考えていく上でも、やはり他者となる支援者の主体性というものに配慮を

しなければならないだろう。支援を受ける障害があるとされる人たちや、その家族については、主体性を尊重したり、配慮したりする必要があることが頻繁に述べられているが、障害がある人たちから見たときに他者となる支援者についてはどうだろうか。当然、何度も繰り返しになるが支援者も一人の人間として、主体性が尊重されたり、配慮されたりする必要がある。

障害者を取り巻く環境において支援者の主体性が、一般的にどのように捉えられているのかを厚生労働省のHPにある「障害者の自立と社会参加を目指して」^{注2)}から調べてみた。このHP上の文章のトップには、

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。

との記述があり、支援者の主体性に対する扱いもわずかに読み取れる。

また一方で、障害者ケアガイドライン^{注3)}を概観すると、まず、障害者福祉に関する視点では、障害者が基本的人権をもつ一人の人間として、地域において市民として普通の生活を営むことができる社会を形成することが重要であり、このことから障害者福祉に必要とされる根源的な方向性としては「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」がある、とされている。その際、障害者が自身における課題を解消することに対して、自らが主体者であることを自覚できるような支援が不可欠であり、障害者を取り巻く支援者が自信をもてるように、障害者自身の長所や強さを育成していく、エンパワメントの考え方が大切である。

特に、現代の多様な社会環境において、自身の必要性を理解し、また充足させるために、各人に対して、豊かな社会参加を実現する権利を行使する力、つまり社会生活力を高める視点からの支援が不可欠であることが言及されている。

しかしながら、これらの記述からは、主に障害者に対する社会環境の保護や生活水準の充実化に関して言及されており、障害者から見たときに他者となる支援者の主体性も同様に尊重しているものと素直には読み取りにくい。確かに、障害者を尊重し、そのための支援をしていくことが支援者の責務である。但し、支援者の主体性も尊重しなければ、障害があるか否かに関わらず、平等に生活する社会を実現させるインクルーシブな視点を基盤とした関係性は、現代の新自由主義社会のもとでは実現できないことに加え、支援者は世間や社会に流されやすくなってしまうだろう。何故ならば主体性を感じずに、他の人びとと同じようにしているほうが、数の一つとなって群衆のなかに交じっているほうがはるかに気楽で安全だからである。これは制度に対して緊張や対立の状態を避けるとなれば、考えられる一つの方法でもあるだろう。つまり、支援者が主体性を感じずに、ただ世間に埋没して流されて障害者を取り巻く場面で障害者を支援しているとしたら、支援者は果たして自分の意志で支援をしているのか、それとも、ただ支援をさせてもらっているだけなのかわからなくなってしまう。

支援者の主体性を尊重しなければ、また、支援者自身が自分の主体性を意識できるようにしなければ、障害者の主体性を尊重するこ

とは難しい。例えば、駅のホームで身体障害のある人が乗った車イスを押している支援者を見かける。駅員に電車の乗り換えといった尋ね事の場面で、支援者が駅員と直接話をしている場面をよくみかける。本来、駅員と直接、話をするべきなのは障害者であり、また脳性麻痺等で上手く話ができない場合であっても、支援者は障害者に話を聞いた上で駅員と話さなければならない。また、視覚障害者を手引き誘導する場合でも、支援者は視覚障害者を引っ張って目的地に連れて行っている場面をよくみかける。しかし、そうではなく、あくまで支援者は視覚障害者にコントロールされた形で目的地まで誘導しなければならない。これらは多少、知識が必要なこともかもしれない。しかし、これら大部分は支援者が、障害者を主体としてではなく、客体として見ていることから生じている。

支援者が自分を意識的にみることができなければ、障害者を意識的にみることなど不可能である。つまり、支援者となる者が自分自身の主体性を意識できなければ障害者の主体性など意識することはできないし、これは両者にとって不幸なことである。そのようなことにならないためにも、社会や制度が支援者の主体性についても考え、支援者が障害者に向き合い、世間に流されずに自分自身の意志で関係性を創造していくことができるように見直す必要がある。つまり、これまで述べてきたことから明らかに、個人主義的主体性概念で主体性を捉えていくことには限界がある。個別的ではない、他者との関係性から主体性を捉えていく視点が必須となる。

3-2 考察2—障害者を取り巻く関係の視点での主体性の概念について—

1) 他者との関係から生起する主体性の検討—関係論的主体性概念の検討—

林(2011)は、主体及び主体性の概念について、もう一方の見解を整理し、述べている。それは、一方では、「主体」を社会的存在(空閑,1999)、他者との間での認識された存在(松端,1997)、関係の中の存在(笹沼,1994)、他者や周囲とのつながりにおいて自分の存在を意味付け、安定させている存在(空閑,1999)など、他者との関係で捉える視点である。同様に主体性についても、個としての人間存在からの理解ではなく、連帯性・自己と他者の間に介するもの・他者や周囲とのつながり、さらにその関係性をも含んだ存在として、その人間存在のあり方(人間観)から見出されてくるもの(空閑,1999)、他者との関係の中で形成するもの(松端,1997)、関係の中で自己を捉えること(小山,2012)など、関係性の視点から語られているものがある。このような主体性を、本論では「関係論的主体性概念」と操作的に定義する。この個と他者との関係から生起する関係論的主体性概念を用いると、先に述べた重度・重複障害者の主体性は、主体性をもつ存在として認められる。これは、個人主義的主体性概念にはなかった他者との関係性を考慮に入れたものであり、主体性が他者との関係性から紡ぎ出されるタペストリーとして捉えられているといえる。

しかし、この関係論的主体性概念では、他者の主体性をどのように扱うのかについてまでは具体的に述べられていない。では、他者の主体性について述べることなしに「主体性は他者や周囲との関係から形成されるもの」という立場に立つことの意味するところは、一体、何を示すのか。換言すれば、他者の主体性を考慮することな

しに、主体性を他者との関係から述べることは可能なのであろうか。

まず、「自己は他者にとって、あくまでも他者である」という大前提に立てば、他者にとって他者である自己は主体性をもたない存在として扱われてしまう。この場合、自己は主体性のない存在となってしまうため、林らの述べていることは成立しない。本論において操作的に定義した関係論的主体性概念における自己の主体性は、他者の主体性との関係性で捉えなければならないとする。つまり、この関係論的主体性概念における主体性というものは、自己と他者の主体性が合わせ鏡として捉えられることで、初めて生起するものである。これは、他者との関係から主体性を述べる上で、これまで見落とされていた他者の主体性を考慮に入れたものであるともいえる。

では、他者との関係から障害者を見たとき、他者となる支援者の主体性については、どのように捉えていけばいいのだろうか。そして、関係論的主体性概念とは、具体的にはどういったものなのか。次に、筆者が操作的に定義した関係論的主体性概念について検討していく。

2) 「自己」と「他者」の関係の視点から

「主体」の反対の言葉と言えば、多くの人が思い浮かべるのが「客体」であろう。しかし、主体性とは言うが、客体性とはあまり言わないし、ほとんど使うことはない。主体性の意味は何かと聞かれた時に、自分の意志や判断で行動しようとする態度と答えたり、自主性や自発性と答えたりする人が多いと考えられる。確かに日常会話や職場でよく耳にする「君はもっと『主体性』をもつべきだ」と上司が部下に発する時に使われている主体性は、そのような意味で使われているのだろう。しかし、主体性をそのように捉えることは適切なのだろうか。

『ジョニーは戦争へ行った』という作品がある^{注4)}。これは、ドルトン・トランボが1939年に発表した反戦小説で、また、これを原作とする映画が1971年に公開された。主人公のジョニーは、徴兵によって恋人に別れを告げて第一次世界大戦へと出征する。しかし、戦場で敵の砲弾を避けようと塹壕に飛び込むが、目（視覚）、鼻（嗅覚）、口（言葉）、耳（聴覚）を失い、また壊疽をおこした両腕、両脚も切断されてしまう。生きた肉塊と化してしまうのである。つまり、現代では重度・重複障害者である。この場合、ジョニーは主体性がないことになるのだろうか。また、目、鼻、口、耳、両腕、両脚が失われると主体性も同時に失ってしまうことになるのだろうか。この物語では、重度・重複障害者となったジョニーを、意識をもたない存在として扱い、404号と名付け、実験道具としても使い、そして僅かに動く首を使って必死にモールス信号を送り続けているジョニーに対して、ジョニーに意識があることを信じずに、痙攣の発作と勘違いして麻酔を投与して抑え込んでしまう医師や看護師が登場する。だが同時に、ジョニーの胸に指で「MERRY CHRISTMAS」と書いた時に、一文字書かれるごとに頷くジョニーをみて、ジョニーに意識があることを知り、彼の首の動きが何らかを求めるサインではないかと試行錯誤し、ついにはそれ自体が何かの信号であることに気付くという新しくやってきた看護師も登場する。この両者のジョニーに対する捉え方の違いは、ジョニーには意識が存在するか否かということ以上に、またそれより先に、ジョニー

の声なき声を聴こうとする姿勢の違いであると考えられる。そしてこのことは、ジョニーには主体性があるか否かということに繋がっているのである。

また、昔の日本では祭りに見世物小屋があり、身体障害児・者が公衆の前に引き出されて見世物にされていた歴史がある。そして、現代でも自閉症の子どもが大きな声を出す場面は見かける。こういった障害児・者が大きな声を張り上げた時、その様子を見た人は、凶暴な狂人のうなり声だと捉える人と、何かを訴えたくてメッセージを発信しているのだらうと捉える人に分かれる。おそらく後者の場合は、前者と違って声なき声を聴こうとする姿勢があり、大きな声を張り上げた障害児・者に対して主体性はあると答えることが多いだろう。逆に、前者には主体性はないと答えることが多いだろう。

こうした「声なき声を聴こうとする姿勢」は、障害者の主体性に接近しようとする際に不可欠であり、見過ごしてはならないものであろう。では、「声なき声を聴こうとする姿勢」とは何であり、「声なき声を聴こうとする姿勢」はどのような状況において生じるのだろうか。

3) 障害者の主体性を「その人らしさ」で捉えるということ

まず、先に述べた「声なき声を聴こうとする姿勢」とは、一体、何であるのかということを考えてみる。「声なき声を聴こうとする」とは、今、目の前にいる他者が言葉として表出していない思いや、意思そして感情などを我が事として一度置き換え、可能な限り、今、目の前にいる他者に接近していくことであるといえる。そして、そういった態度が「声なき声を聴こうとする姿勢」といえる。今、目の前にいる他者は唯一無二の存在であるため、その都度、我が事として捉えていく必要が生じる。特に、障害者は、自分の思いや、意思そして感情などを伝えることが困難であったり、伝えることが可能だとしても、伝えることによって生じる支援者とのこれまで構築してきた関係性の亀裂を避けるため、伝えなかったりする場合も考えられる。

そうすると、障害者と支援者の間において多くの場合、力関係が存在していることを考えると、支援者は障害者の「声なき声を聴こうとする姿勢」を意識的にもたなければならない。さらに加えて述べるとすれば、今、目の前にいる障害者を障害者としての枠で十把一絡げに捉えるのではなく、唯一無二の存在として捉えるべきであろう。その際、不可欠な視点が「その人らしさ」である。

しかし、英国の老年心理学者であるキットウッド(2017[1997])は、認知症ケアの理念として、「その人らしさ」を認知症の人びとの立場に立った視点を重視した「パーソンセンタードケア」から生まれたものであることを述べている。そして、中川ら(2017)は、キットウッドが述べているパーソンセンタードケアの中心概念であるパーソンフッドの定義を関係や社会的存在の文脈の中で、他人から一人の人間に与えられる立場や地位であり、それは人を認めること、尊重、信頼を意味していると述べ、2005年に、パーソンフッドが日本語訳で「その人らしさ」と訳されたことと述べている。しかし、英国と日本の文化や歴史、そして制度は大きく違っており、キットウッドが述べた「その人らしさ」の意味合いは、我が国で使われているものとは同一ではないと考える。

清水(2009)は、重度心身障害者との施設での日々の関わりから、

人は「私はここにいます」と生きていこうとしており、そのことを認め合うこと、一人ひとりのその存在の価値を腹の底から互いに認め合っていくことの重要性を述べている。清水は「その人らしさ」という言葉は使用していないものの、清水の述べていることが「その人らしさ」であるといえ、障害者の主体性に眼差しを向ける際、この「その人らしさ」の意識が不可欠となる。

つまり、これまで述べてきたことから主体性とは、今、目の前にいる他者が言葉として表出していない思いや、意思そして感情などを我が事として一度置き換え、可能な限り、今、目の前にいる他者に接近していく態度である「声なき声を聴こうとする姿勢」が不可欠となる。そして、「声なき声を聴こうとする姿勢」には、人は「私はここにいます」と生きていこうとしており、そのことを認め合うこと、一人ひとりのその存在の価値に気付く際に不可欠となる「その人らしさ」の視点が必要となる。

しかし、障害者の主体性を捉える際の「声なき声を聴こうとする姿勢」をもちながら「その人らしさ」に眼差しを向けることの必要性とは、支援者にとっては強制的な義務として負わされるものだろうか。これまで述べた障害者の主体性に付随する義務について、どのように定立されえるのだろうか。

3-3 考察3—主体性において発生する義務とは—

フランス人権宣言では「人は生まれながらに自由と平等の権利をもっている」ことが謳われている。全ての人は社会から抑圧や差別を受けることなく、自分の意思を主張することの権利は、我が国においても正当化されるだろう。加えて、他者の権利を我々は背負っているともいえる。それどころか、この他者の権利を認めない、自分は他者の権利を負う義務を放棄すると公言すれば、そのように公言した者は社会から否定的な眼差しを受けることは避けられない。つまり、社会は権利に基づいて動いているといえる。しかし、権利や権利に伴う義務の発生条件を他者が権利として主張した時に初めて生起し、その際に主張された側はその権利を意識し、権利を保障する義務を背負わなければならないと捉えてしまえば、重度・重複障害者は権利をもっている存在ではなくなってしまう。何故なら、自らの権利を主張すること自体が困難だからである。では、権利をどのように理解すればいいのだろうか。

最首(1998,p.391)は、「最初に権利はむずかしい、子どもの権利はもっとむずかしいといいましたが、赤ん坊や子どもは自分に権利があるなどとはいわないということに着目すると、むしろ権利の特質がずばり表れているといえそうです。権利は社会的に成立しているのです」と述べている。これは換言すれば、権利は社会という外側から与えられていることに疑問を呈しているといえる。であれば、権利は社会という外側から与えられているものではなく、自己の内側から必然的に、つまり今、目の前にいる他者に対して背負っていく義務として生起するものとしての捉え直しが必要になってくる。これは、権利の主張は、常にある程度社会的に認知された者だけに許された行為であり、それは必ずや闘争を伴う、そしてその主張は勝者とならなければ決して承認されないものである(鈴木,2012)ことからしても、今、目の前にいる他者に対して背負っていく義務として生起するものとしての捉えなければならない。これは、義務をDutyではなくObligationとして理解していくということである。

例えば、喉が渴いたので、持っている水を飲もうとする。しかし、目の前で喉が渴いたと叫び、泣いている子どもがいれば、持っている水を渡すという義務に駆られるはずである。これは、最首が上記で示した著書で使用している内発的義務ということができる。

つまり、主体性に付随する義務を内発的義務として捉えることが、制度や義務として守らなければならないdutyとしての義務の枠を超え、障害者は当然のこと、障害があるか否かに関係なく他者の主体性を尊重することに繋がる。他者の主体性を尊重するということは、先に述べた自分自身の主体性が他者からも尊重されることにも繋がる。換言すれば、主体性は全ての人に存在しているので、他者を常に尊重することの成立条件とは、自分自身の主体性も常に尊重されなければならないということである。そのように考えると、障害者と関わり続けている支援者の主体性も同様に尊重されているということになるはずである。

しかし、現代社会において、支援者の主体性が、これまで述べてきた関係論的主体性概念によって成立し、尊重されてきたといえるのだろうか。さらに言えば、現代社会において、支援者の主体性を関係論的主体性概念で述べることは可能なのだろうか。現在、支援者の主体性が十分に議論の俎上に載せられることなく伏在し、捨象されてしまっていることを考えると、これまで述べてきた関係論的主体性概念で、支援者の主体性を捉えることには限界があるのではないだろうか。次に、現代社会において、関係論的主体性概念では、支援者の主体性を述べることはできない、その限界と、そのようにさせている社会構造について述べていく。

3-4 考察4—関係論的主体性概念で、支援者の主体性を捉えることの限界と、その社会構造—

そもそも、関係論的主体性概念が成立するための条件は、自分を除く多様な人びとが輻輳していること、そして、自己が他者と何かしらの関係をもっていることが前提となる。さらにいえば、自己の周囲に複数の他者が存在しているだけであり、他者の影響を受けることなく自己が他者と遊離している限りにおいては、関係論的主体性概念は成立しないといえる。そのように考えれば、自己を含む多様な人びとが、自己の能力を発揮し、互いの影響を受け、支え合いながら全体として市民社会というものは形成されているといえる。人は社会に存在しており、他者の影響を受けながら生きていることからすると、これまで述べてきた関係論的主体性概念は成立し、この視点で本論のテーマである支援者の主体性について検討していくことが可能となるはずである。

しかし、先にも述べたが、支援者の主体性が十分に議論の俎上に載せられることなく伏在し、捨象されてしまっているということは、別の言い方をすれば、関係論的主体性概念では、支援者の主体性を十分に述べることはできない何かしらの課題があるということである。

市民社会において、個々の主体性が蔑ろにされることなく、尊重されているか否かということを知るには、結局、個別に聞き取りなどを通して確認などをしていくことは避けられない。いや、そういった方法をもってでは、市民社会に存在する個人がどのように感じているかを確認する方法はないだろう。つまり、関係論的主体性概念で、他者との関係性から支援者の主体性を検討していくことも、

先に述べた個人主義的主体性概念に帰結されてしまうのである。

そうすると、支援者の主体性も考慮に入れた新たな主体性概念を考えていくうえでは、近年の社会の動向に視点を移してみることが必須となる。人びとが輻輳することで成立している社会が、支援者の主体性の本質を捉えるうえで重要となるだろうし、その社会の構造に触れないわけにはいけない。その際、着目すべき重要なポイントとして、筆者は社会福祉基礎構造改革であると考えている。

社会福祉基礎構造改革の問題点について、浅井(2001,p.84)は、「社会福祉基礎構造改革で一貫していわれてきたことのひとつは、これまでの措置制度では利用者とサービス提供者との権利―義務関係が不明確であるから契約制度への変更が必要であるということであった。しかし、それは契約関係締結時における対等平等関係であった、権利保障過程(福祉実践)での内容とはいえない」と述べている。つまり、浅井の述べていることを用いれば、社会福祉基礎構造改革によって、障害者の権利保障が当事者視点からして十分なものになっていないということに加え、浅井は実践という言葉を用いているが、障害者に対する支援者の関わりについて、この改革は考慮されていないということを示している。

そして、社会福祉における実践という言葉について尾崎(1999,pp.8-9)は、『ゆらぎ』をまったく経験することのない実践、『ゆらぎ』をすべて許さないシステムやマニュアルがあるとすれば、それらは誤りである。いかなるシステム実践も、人を対象とするかぎり、つねに『ゆらぐことのできる』余地と幅をもたなければならない。システムの問題点を発見する視点も、実践の改善を指向する発想も、『これで良いのだろうか』『どこかに問題があるのではないだろうか』という『ゆらぎ』である」と述べている。社会福祉基礎構造改革の一環で成立した支援費制度は、障害者福祉等の領域に「措置から契約へ」と市場原理を導入した初めての制度であった。

つまり、社会福祉基礎構造改革による市場原理の導入によって支援者は、障害者との関わりから生じる「ゆらぎ」が、契約や金銭との視点を持ち、組織として稼がなければならないといった状況に移行されたことによって、蔑ろにされているといえるのではないだろうか。社会福祉基礎構造改革による競争原理と民間企業の参入によって市場化が進んだが、その結果、支援者は障害者との関わりに対して、思考しながら創造していくような関わりではなく、国や自分が属している組織から批判されないよう他の者とも同質化し、組織として標準化した支援が求められるのである。

支援者が市場の原理に絡めとられる以前であれば、目の前にいる他者の声なき声に義務の意識を感じ、関係論的主体性概念の視点で自己の主体性を感じながら支援はできていただろう。しかし、社会福祉基礎構造改革以降、支援者は自己の主体性を感じながら障害者と関わらないことが求められるようになった。換言すれば、自己の主体性を反故にし、国や組織が求める支援者像に近づいていくことが、社会福祉基礎構造改革によって求められたということである。

そのように考えると、関係論的主体性概念を用いて、支援者の主体性を障害者の主体性との合わせ鏡として捉えていくことには無理がある。つまり、支援者の主体性を検討していくうえでは、二者関係の視点では検討不可能といえる。

4 現代社会における障害者に関わる支援者の主体性についての検討―中間考察として―

前節までで述べてきた支援者の主体性は、個人主義的主体性概念に加え、現代社会においては、関係論的主体性概念からも検討不可能であることを述べてきた。

しかし、関係論的主体性概念の場合、支援者の主体性を容認させないよう強く働いている社会における力が、社会福祉基礎構造改革を機に導入された市場原理というものが一つの大きな要諦だとすれば、現代社会の問題として支援者の主体性を認めていくことを標榜することが、障害者を支援している支援者の主体性を検討していくうえでは必須となる。

さらに、支援者の多くが、障害者を目の前にした際、国や自分が属している組織の命令に従うことのみを考慮し、恣意的に上記で述べた「ゆらぎ」を放棄せずにはいられない、また、支援者が「ゆらぎ」を放棄すること自体に違和感をもたないようになってしまっているということを前提にすれば、支援者自身の振舞いにも着目していくことは避けられない。何故なら、主体性というのは、これまで述べてきたことから明らかな通り、他者との関係から成立するものであり、本来、国や組織の命令によって操作的に決定されるものではないからである。したがって、関係論的主体性概念で支援者の主体性を検討していくうえでは、支援者自身が市場原理に絡めとられた現代社会において、障害者を目の前にした際の支援者自身の振舞いについても考察することが不可欠となる。

以下では、関係論的主体性概念の視点から支援者の主体性をどのように実現していくかを検討するために、一步踏み込んだ考察を試みる。

なお、支援者の主体性を関係論的主体性概念から論じるに当たって、留意しなければならない基本事項がある。

障害者に関わっている支援者が労働という状況下であれば、支援者自身の生活には金銭を稼ぐという行為は不可欠なものである。本論における支援者の主体性についての考察は、そういった支援者の生活状況にも直結するものであるということを反故にしないことを前提としている。

5 関係論的主体性概念で支援者の主体性が成立するための条件の検討

5-1 支援者の主体性を蔑ろにする現代社会の問題として―労働疎外の視点から―

1) 支援から疎外される支援者の主体性

マルクス(2018[1844],pp.91-92)は、「労働者は、自分の生産する富が大きくなればなるほど、自分の生産活動の力と規模が大きくなればなるほど、自らは貧しくなる。商品をたくさん作れば作るほど、かれ自身は安価な商品になる。物の世界の価値が高まるのに比例して、人間世界の価値が低下していく。労働は商品を生産するだけではない。労働と労働者とを商品として生産する。商品生産が盛んになるにつれて、労働と労働者の商品化の度合いも大きくなる」と述べている。マルクスが述べていることを市場原理が導入された新自由主義社会の視点から支援者の主体性に置き換えて考えてみれば、本来、支援者が目の前にいる障害者を合わせ鏡として、支援という行為を通して生起される自らの価値ある主体性が、支援者にとって

疎遠な存在として、支援者から独立した力として登場してくる、ということにほかならない。

これは、換言すれば「主体性の対象化」といえる。本来、支援者は、障害者との関わりを通して自らの主体性を感じとりながら支援という行為を継続していくと同時に、その行為を通して自分自身を省察しながら、そして、先に述べた言葉を使用すれば「ゆらぎ」ながら、自らの主体性を変容させていくはずである。つまり、支援者の障害者に対する支援というものは、支援者の主体性と表裏一体であり、障害者との関わりから、支援者は、その関係から創り出した支援者と障害者との世界のうちに自分の姿を見てとれていた。

しかし、支援に市場原理の視点が導入されたことで、支援者は主体性を喪失ないし国や組織の奴隷として従事しなければならなくなり、支援者は自らの主体性をもって創造しながら障害者と関わることを求められるのではなく、国にとっては国が定めた制度の枠内で障害者の生活を支える者として、組織にとっては金銭を組織に運んでくる労働力として、障害者に関わるよう応じなければならなくなった。その際、支援者は自分の主体性を意識的に殺さなければならない。何故ならば、支援者はあくまでも組織に属しており、組織からすると、障害者は契約者であり、支援者が主体性をもちながら障害者に関わるということではなく、無難に事故なく、契約関係が消失しないようにということを組織は支援者に求めるからである。ここに、支援者自身が、障害者との関係性から感じとれるはずの自らの主体性が自分に帰属することなく、支援者から離れて、逆に支援者自身を縛り、貶める。ここに主体性の疎外が発生しているといえる。

さらに、支援者と障害者との間に市場原理が導入されたということは、支援という行為が直接的な営利労働ということに変換されるということを意味する。営利労働であれば、営利目的を不可欠とする組織は、組織が定めた規則に忠実に従うことに加え、支援ではなく、あくまでも営利労働であるということも支援者に求める。そうすると当然、障害者に対する支援を自分の仕事としている支援者は、自分の生活に関わってくるため、組織の規則や命令に従わなければならない。先に使用した言葉を用いれば、奴隷化しなければならない。

原田(1990,p.20)は、「労働者の活動が彼自身のものではなく、他人に属しているということの結果にほかならない」と述べている。これは、市場原理が導入された現代社会の支援者の障害者に対する支援についても同様ではないだろうか。つまり、原田が述べていることを用いれば、障害者に対する支援というものがもはや、現代社会においては支援者自身のものではなく、国や支援者が所属している組織に属しているということ、の結果にほかならないということである。

声なき声を聴きながら、目の前にいる障害者に対して obligation の義務を感じながら支援をする支援者にとって自らの主体性は、支援の出発点であり、本質的なものでもあるはずである。しかし、これまで述べてきたことから明らかな通り、現代の市場原理主義社会では支援者の主体性を含んだ支援は重要視されず、もはや組織に従う労働意識が重要視される。

では、このような支援から疎外された支援者の主体性、つまり主体性なき支援者の支援は、支援者自身に対してどのような影響を与

えるのだろうか。別の言い方をすれば、現代の市場原理を導入した社会において自分の主体性が外化した支援者は、支援に対してどのような捉え方をするようになり、支援者自身が支援そのものからどのような影響を受けるのだろうか。

2) 支援者の支援に対するやりがいからの疎外

マルクス(2018[1844],p.97)は、労働が労働者から離れて外化することで、労働者自身にどのように作用するのかについて、「労働が労働者にとって外的なもの、かれの本質とは別のものという形を取る。となると、かれは労働のなかで自分を肯定するのではなく否定し、心地よく感じるのではなく不仕合わせに感じ、肉体的・精神的エネルギーをのびのびと外に開くのではなく、肉体をすりへらし、精神を荒廃させる」と述べている。マルクスが述べていることを市場原理が導入された新自由主義社会の視点から、支援者の主体性が疎外されてる現状に置き換えて考えてみれば、主体性を疎外された支援者はもはや、支援を通じて自身の本質を確認することはできなくなり、支援が強制的な苦痛へと変化する。つまり、支援が支援者の本質に属していないこと、その結果、支援者は自身の支援において肯定されずかえって否定され、幸福と感じず、逆に不幸を感じ、自身の肉体的及び精神的エネルギーを発展させることは不可能となり、支援者の肉体は疲弊し、精神は退廃することになる、ということにほかならない。そして、支援者の主体性が疎外されるということは、支援者自身、自分の支援の意味が理解できず、自分らしさを失っていくことに帰結するといえる。

また、ブラウナー(1978[1964],p.58)は、「疎外された活動は、自由で自発的な活動ではなくて、強制的で必要に迫られての活動である。非疎外的な活動にあっては、報酬は活動そのもののなかにあるが、疎外された状態にあっては、報酬は主として活動以外のところにある。そのため活動そのものは、主として目的のための手段となってしまう」と述べている。障害者に関わっている支援者は、実情の職種と比較して鑑みたとしても、支援という手段を用いて金銭を稼ぐということを第一の目的にはしていないだろう。そこには、やはり、支援に対するやりがいが存在し、やりがいがあるからこそ、それを通じて、自身の本質を確認しているのではないだろうか。

そのように考えると、本来、支援者にとって支援とは、創造的・人間的なものであり、自分が生きていることを証明できる楽しいものであるはずである。しかし、これまで述べてきたことから明らかな通り、現代社会は、障害者に対する支援者の支援に市場原理の視点を導入した結果として、支援者から支援に対するやりがいを搾取しただけでなく、加えて、支援者の障害者との関わりにおいて生起するやりがいや「ゆらぎ」に対して、やりがいや「ゆらぎ」はもつべきものではないと強制的に導いたといえる。つまり、支援者の支援において生じる感情を現代社会は蔑ろにしているといえる。

渡邊(2019,p.80)は、「介助者・介護者が丁寧に自分たちの足元を見つめ直すこと、自分たちの気持ちを丁寧に解きほぐしていくこと、介助に伴う痛みや重苦しさを、障害当事者も交えつつ丁寧に考えていくこと、そうしたことは、障害者の地域生活の発展のための条件、共生社会の実現のための条件にもなってくると思う」と述べ、前田(2009,p.83)は、「介助者は『ノーバディ』としての健常者などではなく、現に介助の現場において、アイデンティティやポジションを

もった『何者か』として『障害者の自己決定』に介入してしまっている。そのことに自覚的であるなら、なおのこと『介助』をノーバディとして語ることはできない」と述べている。支援者は、障害者との関わりにおいて、それがボランティアという形であれ、組織に所属しての仕事という形であれ、支援者は障害者との関係からその時その時に生じる自分の感情と向き合っていくことについて不可避である。さらに、その感情を自覚的に意識し、省察しながら、障害者との関係を築いていくことこそが、障害者との共生社会に繋がっていくといえる。

つまり、支援者の支援における感情を反故にし、蔑ろにしている現代社会は、結果として、障害者を社会から孤立させ、障害者を異質な存在として扱うことによってでしか、支援というものが成立できない構造を設けてしまっているのである。

現代社会の合法的支配の性格は、「形式的に正しい手続きで定められた制定規則によって、任意の法を創造し・変更しうる」ということ、この一点に集約される。合法的支配は服従者としての「市民」によって支配団体（大統領府ないし内閣）が「選挙」されることとされていることから明らかなように、紛れもない民主制の政治形態をとっている。しかし、そこにおける行政幹部の構成は近代官僚制であり、そこではザッハリッヒな官職義務が貫徹している。複雑に発達した専門性と分業の原理に支配されたこの官僚制において、それぞれの職務を担当する担い手はザッハリッヒな官職義務にもとづいて「怒りの興奮もなく」「個人的動機や感情的影響の作用も受けることもなく」「恣意や計算不可能性を排除」して形式的に事務を処理してゆく（山之内,2000）。

しかし、障害者に対する支援というものは、ザッハリッヒにできるものではなく、当事者の日常生活に直結していることは当然のこと、命にも関わってくるものでもある。換言すれば、支援者は支援という形であれ、障害者のリアルな日常に入り込んでいるのであり、障害者からすれば支援者は、日常の一部ともいえる。そういったことからしても、支援者の支援から、支援者の障害者に対する感情というものを切り離すことはできない。支援者はそこに支援そのものにやりがいを感じていたのだとすれば、もはや、現代社会の構造からすると、支援にやりがいを感じることはできなくなっている。

これまで述べてきたことから、障害者の支援に市場原理の視点が導入されたことによって、支援者の支援はもはや、支援者自身のものではなくなったと言っても過言ではない。つまり、現代社会における支援者の支援は、支援者が自らの感情を意識的に反故にし^{注5)}、組織が定めた規則や命令に機械的に従いながら障害者に対して労働していかない限り障害者と関わっていくことが成立することは困難であり、障害者との関わりにおいて、やりがいを感じることは期待できなくなっている。

ここまで、労働疎外の視点から、支援者の主体性を蔑ろにしている現代社会の問題として、支援から疎外される支援者の主体性と、支援者の支援に対するやりがいからの疎外について二つの側面から論じてきた。しかし、先にも述べたように、関係論的主体性概念で支援者の主体性が成立するための条件を検討していくうえでは、社会の問題として考察していくだけでは不十分であり、支援者自身が現代社会において、どのように振舞っていくべきかについても考えていかなければならない。何故ならば、繰り返しになるが、支援者

の主体性と、支援者が行う支援は表裏一体のものであり、そのことからしても支援者は自らの主体性を他人事として扱うことができないからである。つまり、支援者自身が自らの主体性をどのように確保していくのかについても検討しない限り、関係論的主体性概念で支援者の主体性が成立するための条件を検討することは不可能だと考えられるからである。そのことを念頭に置き、次に、支援者自身が自らの主体性をどのように確保していくのかについて論じていく。

5-2 支援者の主体性をどのように確保していくのか

1) 支援者の主体性を確保する重要性

キティ（2011[2010],p.57）は、自己と他者との関係性について「私たちは例外なく、誰かのケアから利益を得た者です。つまり、成人へと成長するためには言うまでもなく、ただ生き延びるために、ケアと関心を注がれるに値する者とみなされ扱われてきたのです。もし、他の者が私のケアに値するものであれば、それは、私もまた、ケアに値する者だからなのです。これは、二者の対関係が公平に負担しあうという考え方ではなく、少なくとも第三者を含む、実際には私たちの過去から続き、未来へと投影される、らせん状に無限に続く人びとの間の公正な互酬の関係性なのです」と述べている。これは、自己と他者との関係性とは、他者からの支援を必要としない自律した者同士の二者関係によって成立しているというのではなく、無数の第三者である他者からの支援を不可欠とした、そして、無数の他者に支援を提供していくという第三者の関係性をも含んだ者同士としての関係性から捉えていく必要があるということである。

しかし、現代社会は、ロールズが正義論で示している自律的・合理的で利己的な人間による自発的な選択によって構築されているといえる。我が国においては、自己責任を強いる新自由主義が、そして、これまでも述べたように社会的弱者である障害者の日常生活支援において市場原理が導入されたことにより、障害者を支援している支援者は自分の主体性を感じることができなくなっている。当然、支援者自身が、自分の主体性を感じながら障害者を支援できなくなっている要因は、これまで述べてきたことからしても、支援者が自分の主体性を感じながら障害者を支援することを許さない社会が存在しているからと捉えているからであるということが明らかである。要するに、支援者は、現代社会が支援者の主体性に対して無関心であり、尊重してくれるとは期待していないだろう。しかし、支援者は現代社会に対して怨嗟し、自らの主体性を放棄するのではなく、現代社会の捉え直しをすることが、支援者自身が自らの主体性を確保していくうえで重要になると考えられる。

キティ（2015[1999],pp.154-155）は、人の平等は個々の契約によって成立しており、障害者などの社会的弱者は例外であると主張しているロールズを批判し、「私が提示するオルタナティブな平等の概念は、私たちはみな誰かのお母さんの子どもであるとの宣言のなかに求められる平等であるが、それがまさにつながりにもとづく平等である。このオルタナティブな平等は、そのものを基本的なニーズとみなし、そこから、独特の一連の要求が生まれる。つながりにもとづく平等によって生み出される数々の要求は、私たちが自立した個人として有している諸権利に由来するのではなく、私たちがケア

や依存の関係をかつて結んでいたり、これから結びそうな人とのつながりが、私たちに与えてくれるものに由来する」と述べている。

つまり、キティは、人は個々独立的なものでも、利己的なものでもなく、人は繋がり合っており、その繋がりによって社会が成立しているということを主張している。この視点からすれば、人間の基本的な条件は依存であり、社会は依存によって成立しているとの捉え直しが可能になる。

人は依存的な存在であるとしての捉え直しをするということは、換言すれば、人はそもそも脆弱な存在であるということである。その様に考えると、支援者自身の主体性に関しても、そもそも脆弱なものであるが、もはや現代社会においては支援者の主体性は抑圧され、確保できなくなっているということを現代社会に向けて主張していくことが求められる。さらに言えば、先に述べた通り、支援者自身の主体性が社会によって蔑ろにされているという支援者の主体性の脆弱化を社会に訴えていくこと、そして、そういった主張は、本来、依存関係で繋がっている社会では可能はずであるとの捉え直しが、支援者の主体性を確保していくうえでは重要であり、不可欠になると考えられる。思い切った言い方をすれば、支援者の主体性が社会によって脆弱化され、それによって障害者の支援がもはや創造しながらかなくなっているということを主張していかなければならない。

現代社会は自己責任を強いることから、自己決定に対しても決定した者に責任を強いる。しかし、支援者の主体性を主張した場合、支援者に対して、支援しないという選択肢もあったのだから、支援者は自分の主体性を主張すべきではないと社会は支援者を批判しないだろう。何故ならば、障害者の支援は誰かがしなければならぬものであり、現に支援している支援者が支援しなくなれば、障害者を支える基盤が崩壊するからである。

そのように考えると、支援者の主体性を確保していくうえでは、障害者の日常生活は、支援者の主体性に大きく関わっており、支援者の主体性を蔑ろにしているのは、支援自体が成り立たないどころか、障害者の日常生活までもが崩壊に繋がるということを社会に主張していかななくてはならない。

主張するということには、当然、主張することの対象が既に決定しているということでもある。例えば、暑い夏にアイスクリームが食べたいと主張するということは、主張している者のなかで、アイスクリームというものは既に決定されているということである。立岩(2000,p.23)は、「決定は存在の一部である。決定することが決定しないことよりも価値が高いのではない。このことと自己決定が、その人の存在価値を尊重することの一部に、しかし重要な一部として位置づくことはまったく矛盾しない」と述べている。つまり、主張するということ、支援者の主体性を社会に向けて主張することは、社会に対して支援者の主体性は支援者の一部であり、切り離すことのできないものであると認識させる行為でもある。つまり、支援者の主体性を確保していくためには、支援者が現代社会に流されたり、操作されたり、奴隷化したりしながら障害者を支援し続けるのではなく、社会に向けて意識的に支援者としての主体性を訴えなければならぬ。

キティ(2011[2010],p.50)は、「ケア提供者が、他者のために自分自身を犠牲にするならば、もはやそこには、それぞれに他者を必要

とし、正当なニーズや要求をもち、ときにニーズと要求を共有しあうような関係を結ぶ、二つの自己はもはや存在しないことになりす。しかし、たとえば赤ん坊のような完全に依存的な存在は、ケアに対してお返しをすることができません。ですから、依存する者をケアする人、つまりわたしが依存労働者と名づけた人たちには、依存労働者のニーズに配慮する第三者が必要です」と述べている。このキティが述べていることからしても、支援者は障害者を支援しているが、支援しているからといって強い存在ではなく、脆弱な存在であるということを社会に向けて積極的に訴え、社会が支援者の主体性に配慮しなければ、もはや支援者が支援者として存在できないことに加え、障害者の日常生活にも影響するということを主張していかなければならない。

2) 支援者の主体性を支える枠組み

障害のある子どもと親との親子関係と、障害児・者と支援者との関係を考えた場合、社会は親と支援者に対して同じような眼差しを向けているのではないだろうか。例えば、障害のある子どもがデパートで奇声を発し始めたとする。その際、そこに出くわした人たちが、奇声を発している子どもを大人しくさせるよう要求する眼差しを親や支援者に向けている場面をよく見かける。つまりこれは、障害のある子どもが起こしている行動に対する責任を親や支援者に求めているといえる。

しかし、周囲からのそのような眼差しを感じとった親と支援者の振舞いは異なると考えられる。親は、瞬時に周囲からの眼差しを敏感に感じとり、子どもを静かにさせようとするのではないだろうか。その場に出くわしている見ず知らずの複数の人に対して、「すみません」と頭を下げて謝罪している場面をよく見かける。これは、親が自分と子どもを同一視し、自分の責任として感じとっていることから生じていると考えられる。つまり、親は自分と我が子を切り離して捉えることは困難であり、子どものことを我が事としながら振舞っているといえる。

一方、支援者の場合、親と同様に「すみません」と周囲に頭を下げて謝罪しながら、支援している障害児・者を静かにさせることはしないだろう。逆にそうではなく、実際のガイドヘルパーなどの場面では、支援者が周囲の求める眼差しには応えないと堂々と振舞っている場面をよく見かける。親と違い、支援者がこういった振舞いを行うことが可能となるのは、支援者は親としてではなく、あくまでも他者としての一歩引いた関係性を築くことができるからだと考えられる。

キティ(2015[1999],p.84)は、「依存者を託される依存労働者は、仕事上の責任を果たすために必要な権力と能力をもたねばならない。依存状態に在る人を被保護者と称することで、二つのことを強調したい。すなわち、依存労働者の役割には責任が伴うこと、依存者の福祉のために誰かが依存者の最善の利益のために行動することが必要だということである」と述べているが、キティのこの視点を支援者が親とは違って、一歩引いた関係性を築くことができるからこそ、先に述べた親とは違う振舞いができるのだろう。

キティが述べていることを用いれば、支援者の責任ある行動とは、周囲の期待に応え、周囲と一体化していく責任ではなく、障害者を理解し、自分は支援者として障害者のことを理解して振舞っている

のだということを周囲に示すことだといえる。これは、支援者が親になりきるのではなく、あくまでも親ではない者として存在できる支援者の主体性が支援者にはあるからだと考えられる。そのように考えてみても、支援者の主体性を尊重することは、障害者の存在自体を尊重することでもある。

しかし、支援に市場原理が導入された現代社会では、支援が商品化されてしまい、もはや支援者は障害者との関係性から支援者としての主体性をもてず、組織や制度が求める画一的な支援者として振舞わなければならなくなった。これは、支援者が支援者としての存立基盤を失ってしまっているということであり、支援者が被抑圧者としての存在になっているともいえる。また、キティ(2015[1999],p.90)は、障害者も支援者もどちらも依存関係を支配関係に変えてしまう可能性があることを述べた上で、「(依存者は)自分のために働いてくれているその人が個人として存在していることを認識することさえできなくなる。これは、依存労働者が特に蒙りやすい被害である。なぜなら、依存労働者に対する被保護者の依存、およびその関係を通じて作られるつながりによって、依存労働者は、自分というものをなくしてしまうような虐待にさらされやすいからである」と述べている。これは、支援に市場原理が導入され、支援が商品化された現代においては、支援者は障害者からも主体性をもった存在ではなく商品化され、もはや障害者とも対等な関係^{注6)}を築くことは困難となっており、支援者は障害者とも繋がりをもつことが困難であり、そして誰からも排外的に扱われている社会的弱者となっているといっても過言ではないだろう。

そうであれば、支援者の主体性を公共的な視点で支える仕組みを設けることこそが、障害者に加えて、社会的に弱者である人たちの社会的支援を考えていくうえでの精髓となり、ヴァルネラブルな存在を生まない社会形成にも繋がっていくと考えられる。キティ(2015[1999],p.158)は、「つながりにもとづく平等は入れ子状態になった一連の互酬的な関係と義務を生み出す。それは、この入り組んだ関係と義務によって支えられる社会的協働であり、私はこれをドゥーリア^{注7)}と呼びたい」と述べ、子育てをしている母親を支える公的な支援システムの必要性を主張している。

障害者の社会的な問題を考えていく際、人権思想や知見、そして自主的な研究活動が不可欠とされと考えられる。支援者が主体性をもてるからこそ、障害者との関係性の中から、目の前にいる障害者の人権を意識し、親とは違う立場に立ちながら、周囲の眼差しに対して戦っていくことが可能になるといえるのではないだろうか。

そこで、キティのドゥーリアをヒントに、これまでになかった支援者の主体性の新たな概念として、「連帯的主体性概念」というものを提案したい。これは、関係論的主体性概念が支援者と障害者の二者関係から捉えていた概念であったのに対し、連帯的主体性概念は支援者と障害者以外の第三者を含んだ三者関係から捉えた概念であり、主体性に脆弱性の視点をもたせることが、関係論的主体性概念から連帯的主体性概念へ移行させるための成立条件にもなる。

そして、この連帯的主体性概念における第三者は、障害者と支援者との関係を自分には関係のない二者間の問題(関係性)として捉え、他人事として眺める傍観者としての立ち位置として理解し、振舞う存在ではない。そうではなく、障害者と支援者との間で生じる間主観性^{注8)}の理解が第三者である自分にも浸透し、障害者と支援

者の間主観性に入り込み、両者の「今、ここ」でのやり取りを他人事ではなく、我が事でもあるとして捉え、障害者と支援者との間で生じる情動が、自分にも直接的に伝わってくるという存在であるということを示している。

鯨岡(2010,p.122)は、母親にあやされた乳児が笑顔になることが「あやす—笑顔になる」という行動科学的な連鎖にとどまるのではなく、同時に「嬉しい—可愛い」という気もちと気もち(情動)の繋がりや重なりを子どもと養育者のそれぞれに喚起し、そこに居合わせた観察者をもその気もちの繋がりに巻き込むと述べた上で、加えて「養育者は『いつも、すでに』子どもに向けていた関心を子どもの『そこ』に凝縮させ、情動の舌をそこに伸ばすという『成り込み』によって、子どもの『そこ』を生きることができる」と述べている。連帯的主体性概念における第三者を、障害者と支援者との間で生起する様々な喜びや悲しみといった感情や、社会からの眼差しによって捉えられた障害者像や支援者像によって、障害者や支援者が被っている状況に成り込み、我が事として捉え、分かろうとする姿勢をもった存在と捉えていることから、連帯的主体性概念は、鯨岡の視点をもち合わせた概念ということができる。

当然、連帯的主体性概念を実体化していくためには、様々な公共的な仕組みを作っていく必要も出てくるだろう。例えば、公共的な仕組みの一つとして考えられるのが、支援者を含む全ての人たちの繋がりを重視した主体性を保障するためのオンブズマン制度である。

オンブズマン制度は、高い識見と権威を備えた第三者が、国民の行政に対する苦情を受け付け、中立的な立場からその原因を究明し、是正措置を勧告することにより、迅速に問題を解決するものであり、我が国においては総務省行政評価局、行政相談委員及び苦情救済推進会議の三者が一体となってオンブズマン機能を果たしている^{注9)}。例えば、支援者を含めた全ての人たちが、自分の主体性を保障していくために、主体性が蔑ろにされていると感じた時に相談ができる窓口のような、これまでになかった新たなオンブズマン制度を設けることも考えられるだろう。その際、申し立てをしている当事者を除く障害者、支援者そして識見を備えた者などで構成されたメンバーにより、申し立てをした当事者の主体性の保障について取り組んでいくことが、他者の主体性を我が事として考えることになり、加えて、主体性は第三者を含めた連帯の視点で捉えなければ主体性自体が、もはや成立しないという視点にも繋がっていくと考えられる。このような公共的な視点は、第三者からの主体性が保障されているか否かの視点が含まれるものであることから、必然的に支援者と障害者との関係性を考える際、二者関係ではなく、三者関係として捉えることになる。また、この視点によって、支援者の主体性も保障していくことになるため、関係論的主体性概念から連帯的主体性概念への移行にも繋がっていくと考えられる。

これまでのことから、商品化された支援関係を構築している現代において、障害者は当然のこと、支援者も含めた誰もが主体性をもっている存在であるということが認められる公共的な仕組みが求められており、先に述べたオンブズマン制度の様な制度を確立していくことが、社会全体が支援者と障害者の関係性において、障害者の主体性を認めるためには、支援者の主体性も認め、保障していかなければならないものとして社会が努めることに繋がるだろう。

6 おわりに—総合考察と今後の課題—

本論は、世の中で扱われている主体性が、個人主義的主体性概念と関係論的主体性概念で捉えられていると整理した。その結果、そもそも個人主義的主体性概念では主体性概念自体が成立しないこと、そして、社会福祉基礎構造改革を機に障害者に対する支援に市場原理が導入された自己責任を強いる現代社会においても、関係論的主体性概念が概念として成立することが困難である現状を示した。

しかし、関係論的主体性概念の場合、支援者の主体性を容認させないよう強く働いている社会における力が、社会福祉基礎構造改革を機に支援に導入された市場原理というものの、そして、障害者を目の前にした際の支援者自身の振舞いによるものだとすれば、関係論的主体性概念の視点から支援者の主体性をどのように実現していくかを検討するために、一步踏み込んだ考察を試みた。

まず、現代社会における支援者の主体性を蔑ろにしている問題を検討した。結果、支援に市場原理の視点が導入されたことで、支援者は主体性を喪失ないし国や組織の奴隷として従事しなければならなくなり、支援者は自らの主体性をもって創造しながら障害者と関わることを求められるのではなく、国にとっては国が定めた制度の枠内で障害者の生活を支える者として、組織にとっては金銭を組織に運んでくる労働力として、障害者に関わるよう応じなければならなくなった。そして、そのことによって支援者が、自らの感情を意識的に反故にし、組織が定めた規則や命令に機械的に従いながら障害者に対して労働していかない限り、障害者と関わっていくことが成立することは困難であり、障害者との関わりにおいて、やりがいを感じることは期待できなくなっているという実情が示唆された。

次に、新たな主体性概念として、障害者と支援者以外の第三者を含んだ連帯的主体性概念を提示した。また、支援者の主体性を確保するように、そして、確保しなければ、障害者の日常生活までもが脅かされるため、連帯的主体性概念を実体化していく一つとして考えられる例として、支援者を含む全ての人たちの繋がりを重視した主体性を保障するためのオンブズマン制度を挙げた。

しかし、本論において残されている課題がある。

第一に、支援者の主体性が、障害者に対して、悪影響を与える可能性について検討できていないことである。障害者に対する支援者の主体性は、発揮できればできるほど、支援者は創造性をもって、支援者それぞれが、障害者に関わることができると考えられる。しかし、障害者のアイデンティティや自己決定にも支援者が支援という形をもって関与していくと考えると、支援者が自らの主体性を発揮することが、逆に、障害者を支配的に扱ってしまう危険性があると考えられる。

第二に、障害者から求められる支援者像について検討できていない点である。本論は、障害者との関係性から支援者の主体性について検討してきたが、支援者はあくまでも障害者から求められる支援者でなければならない。そのように考えると、本論で用いている支援者という存在の在り方についても今後は検討を進めていくことは不可欠である。

第三に、オンブズマン制度を誰が担い、どのようにして主体性が保障されているのかを判断するのかについて述べられていない点である。

だが、本論においては、障害者と支援者の関係から、主体性概念を整理したこと、そして、これまでの研究において障害者に関わる支援者の視点から、現代社会が支援者の主体性を蔑ろにしていることから新たな主体性概念として、連帯的主体性概念の捉え直しの必要性と、連帯的主体性概念を実体化していくための制度としてオンブズマン制度の提案もできた。

今後も、障害者だけではなく、どのような人たちも排除されず、生き活きと互いを認め合いながら繋がり合えるような社会が形成できるよう、上記の残された課題についても研究を進めていく。

【注】

注 1) 本論では、障害が個人の能力や本質的なものに由来するのではなく、社会の認識によって作り出されるものであるという社会モデルの視点で記述している。

注 2) 厚生労働省「障害者の自立と社会参加を目指して」については

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/idea01/>

で閲覧可能（閲覧日：2017.8.1）

注 3) 厚生労働省「障害者ケアガイドライン」については

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html#1>

で閲覧可能（閲覧日：2019.5.30）

注 4) 原題は『Johnny Got His Gun』であり、『ジョニーは戦場へ行った』は、映画版の邦題による。

注 5) 障害者に対する対人支援は、感情労働であるにも関わらず、もはや支援の際に生起する感情を捨て去ることが組織から評価されることがあるということを指摘している。

注 6) 健常者が、障害者を異なる文化をもつ存在として認めることが必要であり、まず同じ地平に立つことが両者の共生のための第一歩となるという視点で両者の対等性を述べているのであり、経済的・能力的対等性を述べているのではない。

注 7) キティは、出産し母として赤ん坊の子育てをする女性を支援する人を指すドゥーラ (doula) という言葉からドゥーリア (doulia) と名づけて提案している。

注 8) 間主観性について、鯨岡 (2010,p.117) は「間主観性とは、まずもって、『あなた』の主観のある状態が『あなた』と『私』の『あいだ』を通して『私』の主観のなかに伝わってくることであり」という基本的な理解があります」と説明している。

注 9) オンブズマン制度とその機能については、総務省「オンブズマン機能と行政相談制度」の

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kokusaikouryu.html

で閲覧可能（閲覧日：2019.9.20）

【引用文献】

浅井春夫 (2001) 「新自由主義と非福祉国家への道—社会福祉基礎構造改革のねらいとゆくえ」、あけび書房, p.84.

Blauner, Robert (1964) 「ALIENATION and FREEDOM」 佐藤慶幸監訳 (1978) 「労働における疎外と自由」、新泉社, p.58.

福岡教育大学附属久留米小学校著 (1966) 「主体性を育てる学習過程」、明治図書

原田実 (1990) 「労働の疎外と市民社会」、雄山閣出版, p.20.

Harvey, David (2007) 「A Brief History of Neoliberalism.」 渡辺治監訳 (2017) 「新自由主義—その歴史的展開と現在—」、作品社, pp.10-11.

林真帆 (2011) 「ソーシャルワークにおける「主体性」に関する一考察—主体性概念に着目して—」、『別府大学紀要』第 52 号, pp.59-60.

平澤紀子・藤原義博 (1995) 「発達遅滞児の課題場面における問題行動への機能的コミュニケーション訓練—置換条件のもつ伝達性の検討—」、『特殊教育学研究』33 巻 2 号, pp.11-19.

岩本華子 (2007) 「社会福祉実践にクライアントとの『主体性』概念に関する一考察—クライアントの「主体性」はどのように捉えられてきたのか?」、『社会問題研究』Vol.56-1・2, pp.95-116.

岩佐茂 (1990) 「主体性論争の批判的検討」、『一橋大学研究年報・人文科学研究』(28), p.178.

Kittay, Eva (1999) 「LOVE'S LABOR: Essays on Women, Equality, and Dependency」岡野八代・牟田和恵訳 (2015) 「愛の労働あるいは依存とケアの正義論」、現代書館, p.84., p.90., p.154-155., p.158.

Kittay, Eva (2010) 「JUSTICE ROOTED IN AN ETHICS OF CARE: RECONCEIVING EQUALITY」岡野八代・牟田和恵訳 (2011) 「ケアの倫理からはじめる正義論」、現代書館, p.50., p.57.

Kitwood, Tom (1997) 「Dementia Reconsidered Revisited: The person still comes first」高橋誠一訳 (2017) 「認知症のパーソンセンタードケア—新しいケアの文化へ—」、クリエイツかもがわ

小山隆 (2012) 「ソーシャルワーク関係における自己決定」、『人間福祉の思想と人間観』ミネルヴァ書房, pp.149-163.

久保絃章 (2004) 「ソーシャルワーク—利用者への眼差し—」、相川書房

空閑浩人 (1999) 「日本人の文化とソーシャルワーク—受け身的な対人関係における主体性の把握—」、『社会福祉学』40 巻 1 号, pp.113-132.

鯨岡俊 (2010) 「ひとがひとをわかるということ—間主観性と相互主体性—」、ミネルヴァ書房, p.117., p.122.

前田拓也 (2009) 「介護現場の社会学」生活書院, p.83.

Marx, Karl (1844) 「Okonomisch-philosophische Manuskripte」長谷川宏訳 (2018) 「経済学・哲学草稿」光文社古典新訳文庫, pp.91-92., p.97.

松端克文 (1997) 「ソーシャルワークにおける主体性概念の検討—『強度行動障害』とされる人たちの援助をめぐる—」、『ソーシャルワーク研究』Vol.22No.4, pp.268-274.

村田泰弘 (2014) 「我が国における知的障害者及び発達障害者の行動問題に関わる調査研究の動向と課題—支援体制や介入方法を中心に—」、『日本福祉大学社会福祉論集』第 130 号, pp.109-218.

中川孝子・藤田あけみ・西沢義子 (2017) 「その人らしさを尊重したケア」に関する文献研究—認知症高齢者への実践に向けて—、青森中央学院大学研究紀要第 27 号, pp.141-151.

中野敏子 (1998) 「知的障害のある人々への援助活動：ソーシャルワーク研究動向と課題」、『発達障害研究』第 20 巻第 1 号, pp.45-52.

中野敏子 (2000) 「知的障害者福祉とソーシャルワーク」、『ソーシャルワーク研究』Vol.25, NO.4, pp.315-322.

小笠原恵・湯川英貴・加藤慎吾・末永統・原田晋吾・五十嵐一徳

(2015) 「知的障害特別支援学校における行動問題の実態と教員の意識調査」、『発達障害研究』第 37 巻第 2 号, pp.160-173.

大賀一夫 (1971) 「主体性の心理と教育」、明治図書, p.22.

尾崎新 (1999) 「『ゆらぐ』ことのできる力—ゆらぎと社会福祉実践—」、誠信書房, pp.8-9.

Rawls, John (1971) 「A THEORY OF JUSTICE」川本隆史・福岡聡・神島裕子訳 (2010) 「正義論—改訂版—」、紀伊國屋書店

佐伯啓思 (2000) 「『市民』とは誰か—戦後民主主義を問いなおす—」、PHP 新書, pp.32-33.

最首悟 (1998) 「星子が居る—言葉なく語りかける重複障害の娘との 20 年—」、世織書房, p.391.

坂口美幸・別府哲 (2007) 「就学前の自閉症児をもつ母親のストレス—の構造—」、『特殊教育学研究』45 巻 3 号, pp.127-136.

笹沼弘志 (1994) 「権力と人権—人権批判または人権の普遍性の証明の試みについて—」、『人権論の新展開』敬文堂, pp.31-44.

清水明彦 (2009) 「『私はここに居ます』—ちえさんの自立物語—」『権利擁護で暮らしを支える—地域をつないだネットワーク』、ミネルヴァ書房, pp.15-39.

孫良 (2006) 「イギリスの脱施設化にみられる知的障害者の主体性形成プロセス—修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを通して—」、『ソーシャルワーク研究』Vol.32No.3, pp.51-59.

鈴木順子 (2012) 「シモーヌ・ヴェイユ『犠牲』の思想」、藤原書房, p.251.

谷口明広 (2005) 「障害をもつ人たちの自立生活とケアマネジメント—IL 概念とエンパワメントの視点から—」、ミネルヴァ書房, pp.17-18.

立岩真也 (2000) 「弱くあることの自由—自己決定・介護・生死の技術—」、青土社, p.23.

友寄英隆 (2006) 「『新自由主義』とは何か」、新日本出版社, pp.21-22.

渡邊琢 (2019) 「障害者の傷、介助者の痛み」、青土社, p.80.

山之内靖 (2000) 「ヴェーバー社会学と『感情』のモーメント」、『現代思想 8 [特集] 感情労働』青土社, p.77.

吉川知己 (2014) 「児童養護施設の子どもの進路選択と里親制度—一意欲・主体性を養う観点から—」、『人間福祉学会誌』第 14 巻 (第 1 号), p.12.

張林倩 (2018) 「新自由主義的統治に関する批判的考察—フーコーの統治性理論を手がかりに—」、『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』65(1), p.52.